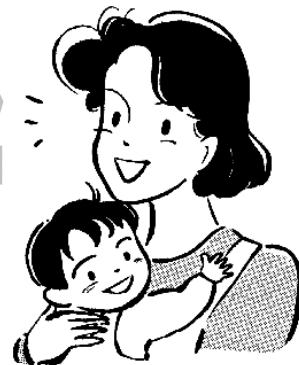


# 原発問題、賠償・裁判など 学習懇談会



## 裁判を通じて求めていること

- ① 特に子どもの健康を維持するための施策を確立すること。
- ② 特に子どもが発病した場合には原因論争に終始せず、安心して治療が受けられるようにすること。
- ③ 放射線量を3.11以前戻すために東電と政府の責任で推進すること。
- ④ 県内の10基の原発は全て廃止すること。
- ⑤ いわれなき偏見による差別を出さないように放射能についての学校教育社会教育を推進すること。

## 損害賠償

- ① 事故直後の40日間の慰謝料として25万円。
- ② 元の自然放射線量に戻るまで、月々大人3万円・子ども8万円。

## 福島原発被害弁護団



なおと

## 笹山尚人弁護士がお話をします

東京法律事務所〈東京都新宿区〉

とき

# 10月5日(日) 午後1時30分から

ところ

# 久之浜西部集会所

市営住宅の敷地内です。(久之浜町西一丁目1-1)

- ★ 原発事故から3年、被害の甚大さと事故の責任はどうか？
- ★ いわき訴訟は、第6回の裁判(7/23)まで進行しました。論点と今後の見通しは？
- ★ もっと大きな原告団をつくる課題について。
- ★ 公正な裁判を求める署名運動について。

どなたでも参加できます  
問い合わせにお出かけください

《このチラシについての問い合わせ先》 高木勝勇さん 82-3671 まで

原発事故の完全賠償をさせる会/元の生活をかせせ・原発被害いわき市民訴訟原告団  
いわき市内郷御厩町三丁目101 いわき教育会館内 / TEL27-3322 FAX68-6771